単　位　事　務　名	
免許教科外教科担任許可	
根拠及び参考法令	教育職員免許法 教育職員免許法施行規則 教育職員免許状に関する規則
項　目	処　理　方　法
免許教科外教科担任許可	教育職員免許法附則第２項 　授与権者は，当分の間，中学校，義務教育学校の後期課程，高等学校，中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において，ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるときは，当該学校の校長及び主幹教諭，指導教諭又は教諭（以下「主幹教諭等」という）の申請により，１年以内の期間を限り，当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担任することを許可することができる。 留意事項　免許外教科担任ができるのは教諭のみであり，教頭，助教諭及び講師は許可できない。（教頭が担当する場合は，教諭への兼務発令が必要となる。）
許可申請	教育職員免許状に関する規則第２２条 １　免許教科外教科担任許可申請書（第１１号様式）を２部提出し，許可を受けなければならない。 ２　許可の期間は，許可の日からその学年度末までとする。 ３　許可する教科の数は，２以内とする。 　ただし，必要と認める場合は，この数を越えることができる。 ※　詳細については，３月頃教職員課職員係より通知がある。